

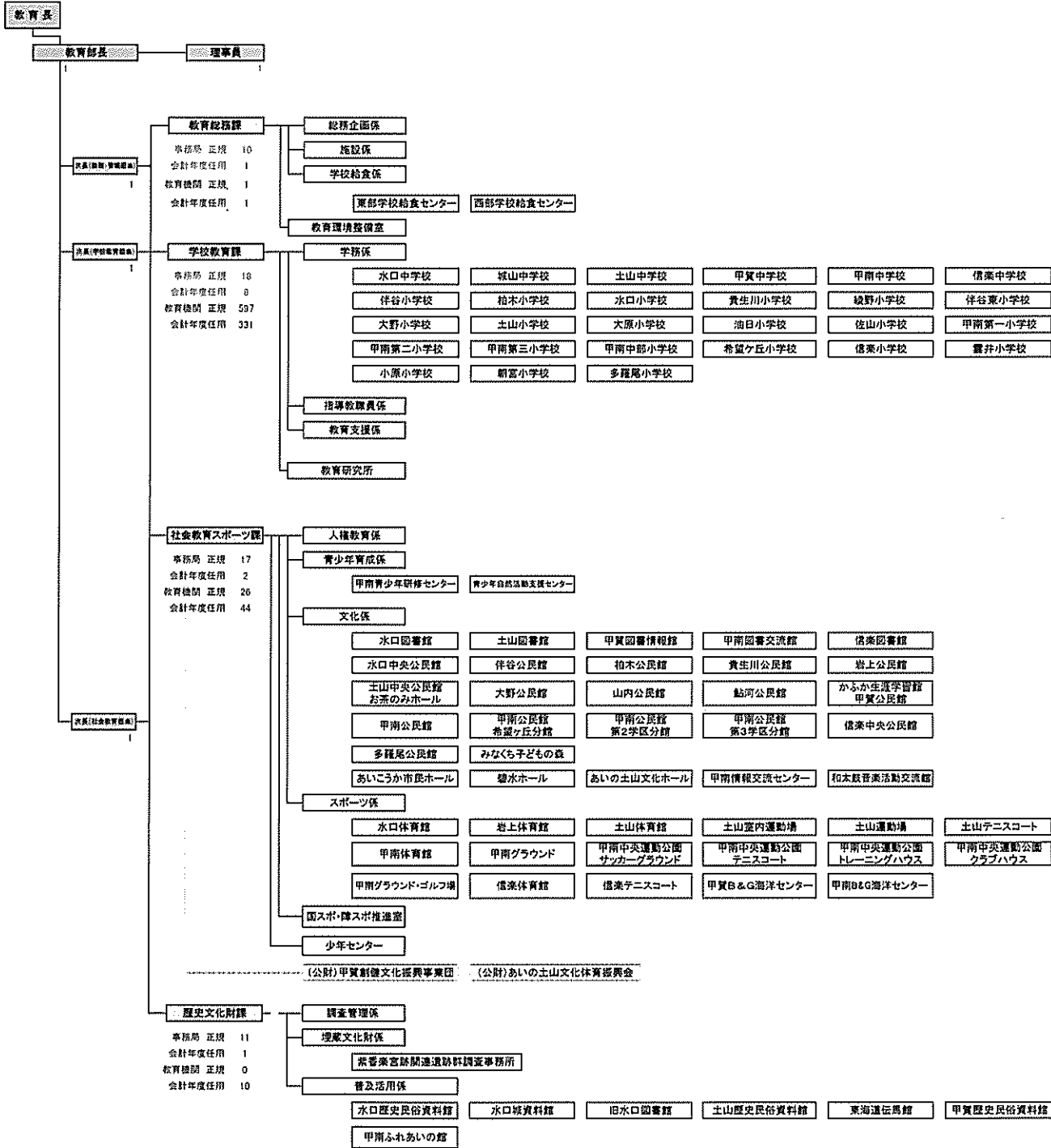
4 月 教育長 教育行政報告

令和 3 年

- 3 月 3 0 日（火） 第 4 回教育委員会委員協議会
- 3 月 3 1 日（水） 教職員辞令受領・辞令交付式
退職・市外転出教職員離任式
- 4 月 1 日（木） 令和 3 年度教育委員会事務局教育長訓示
辞令交付式
新規採用教職員辞令交付式並びに転入教職員着任激励式
部長会議
新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2 日（金） 滋賀県教育委員会教育長および関係課挨拶
- 5 日（月） J A 甲賀農業協同組合食育教材贈呈
- 1 2 日（月） 令和 3 年度滋賀県教育行政重点施策説明会
（令和 3 年度滋賀県市町教育委員会委員研修会）
- 1 4 日（水） 第 1 回学校経営等協議会
- 1 5 日（木） 第 3 6 回水口町春季ゲートボール大会開会式
部長会議
- 1 8 日（日） 甲賀流戦国歴史講演会
- 1 9 日（月） 新任教頭研修
- 2 1 日（水） 第 1 回校務運営等協議会
第 3 回甲賀市議会臨時会
第 5 回甲賀市教育委員会委員協議会
- 2 4 日（土） 令和 3 年度甲賀市少年補導委員功労者表彰式
よみがえれ水口岡山城 2 0 2 1
- 2 8 日（水） 第 5 回甲賀市教育委員会定例会

令和3年(2021年)4月1日現在

甲賀市教育委員会事務局 組織体制



4 課 2 室 2 所 1 3 係

83 機關

教育委員会事務局職員数 73 人
(うち会計年度任用職員 12 人)

教育機関職員数 1,010 人
(うち会計年度任用職員 386 人)

計 1,083 人
(うち会計年度任用職員 398 人)

「地域学校協働活動を推進するために」（提言）

標記の件について、別紙のとおり提言します。

令和 3 年 3 月 2 9 日

甲賀市教育委員会
教育長 西村 文一 様

甲賀市社会教育委員の会議

委員長	姉川 孝一
副委員長	山本 広孝
委 員	沢井 譲
委 員	西村 忠三
委 員	土田 利昭
委 員	宝本 正樹
委 員	坂上 かほる
委 員	黒岩 裕希
委 員	上甲 有利
委 員	井ノ口 照美
委 員	岡村 貴子
委 員	辻 由美子
委 員	石田 みち代

地域学校協働活動を推進するために

提 言

甲賀市社会教育委員の会議

令和 3 年 3 月

目 次

1	はじめに ～地域と学校の連携・協働推進の必要性～	
	(1) 地域と学校の連携・協働推進の経緯と背景	P 1
	(2) 滋賀県における地域学校協働活動の推進状況	P 3
	(3) 審議テーマ	P 3
2	地域学校協働活動の現況	
	(1) 地域学校協働活動の概念	P 4
	(2) 地域学校協働活動の意義	P 4
	(3) 全国における地域学校協働本部の整備状況	P 6
	(4) 様々な地域学校協働活動	P 8
	(5) 滋賀県内各市町の取組状況	P 9
	(6) 甲賀市における地域と学校の連携・協働活動の現況	P 1 1
3	人づくり・まちづくりを目指す地域学校協働活動のあり方	
	具体的な推進方策	P 1 6
	おわりに	P 1 8
【資料】		
甲賀市社会教育委員の会議		
	・ 審議経過	P 1 9
	・ 委員名簿	P 2 1

1 はじめに ～地域と学校の連携・協働推進の必要性～

(1) 地域と学校の連携・協働推進の経緯と背景

昨今の急激な少子高齢化やグローバル化の進展に伴う激しい社会環境の変化の中で、地域においては、地域社会の支え合いの希薄化、教育力の低下、家庭の孤立化などの課題が指摘されています。学校においては、いじめや不登校、貧困などをはじめ子どもを取り巻く問題が複雑化・困難化して、社会総掛かりで対応することが求められており、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠となってきました。こうした社会的背景を踏まえ、中央教育審議会は、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」（平成 27 年 12 月）をとりまとめました。

この答申は、地域における教育力の低下、家庭の孤立化などの課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対して、学校のみならず、地域住民や保護者等も含め、国民一人ひとりが教育の当事者となり、社会総掛かりで教育の実現を図るとともに、そのことを通じて新たな地域社会を創り出していくことを示しています。そして、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進すること、学校と地域住民が力をあわせて学校の運営に取り組む「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の設置を推進すること等を提言しています。

◆地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

◆コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

「学校運営協議会制度」または「学校運営協議会制度を導入した学校」のこと。
コミュニティ・スクールは学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組み。

この答申の具現化のために策定された、「次世代の学校・地域」創生プラン（平成 28 年 1 月）では、学校にかかる観点からは、「地域とともにある学校」への転換を、地域にかかる観点からは、次代の郷土をつくる人材の育成や学校を核としたまちづくり、地域で家庭を支援し安心して子育てができる環境づくり、学び合いを通じた社会的包摂を目指して、地域と学校がパートナーとして連携・協働する活動を充実させるための具体的施策が明示されました。

平成 28 年 12 月に取りまとめられた中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」では、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこととしています。また、教育課程の実施に当たっては、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現

させることが重要であるとしています。

◆社会に開かれた教育課程

- ・社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ・これからの社会を創り出していく子どもたちが、社会や世界に向き合い関わり自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ・教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

平成 29 年 3 月には、社会教育法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、地域と学校がパートナーとして連携・協働する視点で改正され、全国的に「地域学校協働活動」を推進するため、社会教育法に、連携協力体制の整備や、「地域学校協働活動推進員」の配置についての規定が加えられました。

◆社会教育法（地域学校協働活動推進員）

社会教育法第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項において、都道府県・市町村の教育委員会は、地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他必要な措置を講ずるものとしています。

また、社会教育法第 9 条の 7 において、教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、「地域学校協働活動推進員」を委嘱することができることとしています。地域学校協働活動推進員は、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との情報共有を図るとともに、地域住民等に対する助言などを行うといった地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を果たします。

平成 29 年 4 月には、文部科学省より、地域学校協働活動についての手引書である「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」が策定・公表され、ガイドラインの中では、地域学校協働活動推進員の配置促進や、地域学校協働本部と学校運営協議会（コミュニティ・スクール）が両輪として相乗効果を発揮するための整備等が示されています。

◆地域学校協働本部

従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。

◆学校運営協議会

学校と地域住民や保護者等が学校運営の基本方針の承認や様々な課題の共有を図るとともに、学校運営への必要な支援等について協議する場。

(2) 滋賀県における地域学校協働活動の推進状況

第3期滋賀県教育振興基本計画（計画期間：2019年～2023年）において、柱2「社会全体で支え合い、子どもを育む」の中で、家庭や地域、学校との連携・協働活動の充実を明記しています。2023年度までに「地域学校協働活動推進員が学校と地域の連携・協働をコーディネートしている公立小中学校の割合を80%にする。」との指標を設定し、関連事業が実施されています。

主な取組としては、地域学校協働活動について、幅広い地域住民の参画を得て取組の持続可能性を高めつつ、その内容が地域と学校の双方向による「連携・協働」に深化するように、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置を促進するとともに、地域学校協働本部を中心として、放課後子ども教室等における学習支援や体験活動、居場所づくりが総合的に進められるように支援されています。

「学校を核とした地域力強化プラン」においては、地域と学校の連携・協働体制構築事業として、地域学校協働本部等の補助事業だけでなく、コミュニティ・スクールの導入や地域における家庭教育支援の充実に関する事業等と一体化した取組を推進されています。

(3) 審議テーマ

「地域学校協働活動を推進するために」

第3期甲賀市教育振興計画（計画期間：2019年～2024年）では「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」を教育方針としながら、教育施策「地域学の推進と特色ある学校づくり」では豊かな地域の自然や伝統、歴史を教材とした「地域学」の推進や地域人材を活用した学習を推進することとしています。また、「生涯学習環境の充実」では地域住民や保護者等の参画を得て、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える仕組みづくりを進めることを目標に掲げているところです。

地域社会は、幅広い世代の人々が多様な人間関係の中で生活しています。その中で子どもたちは、地域の大人たちの生き様に直接触れ、また、様々な活動の場を通して、大人から子どもへ地域固有の文化が伝承されています。また、子どもは、社会のルールやモラル、マナーも地域の身近な大人の行動や言動に影響を受けながら身に付けていきます。

このような教育機能をもつ地域がその役割を果たしていくためには、地域の人々が率先して協力し合い、連帯意識の醸成を図り、ふるさとの良さを子どもたちが実感し、安心して遊び、安全に生活できる地域づくりに協働して取り組むことが何より求められています。

そこで、各地域で既に取り組まれている教育活動の実態を踏まえた上で、当市において地域の人づくりや教育力の向上に資する地域学校協働活動の取組を推進するために必要なことについて審議を行いました。

2 地域学校協働活動の現況

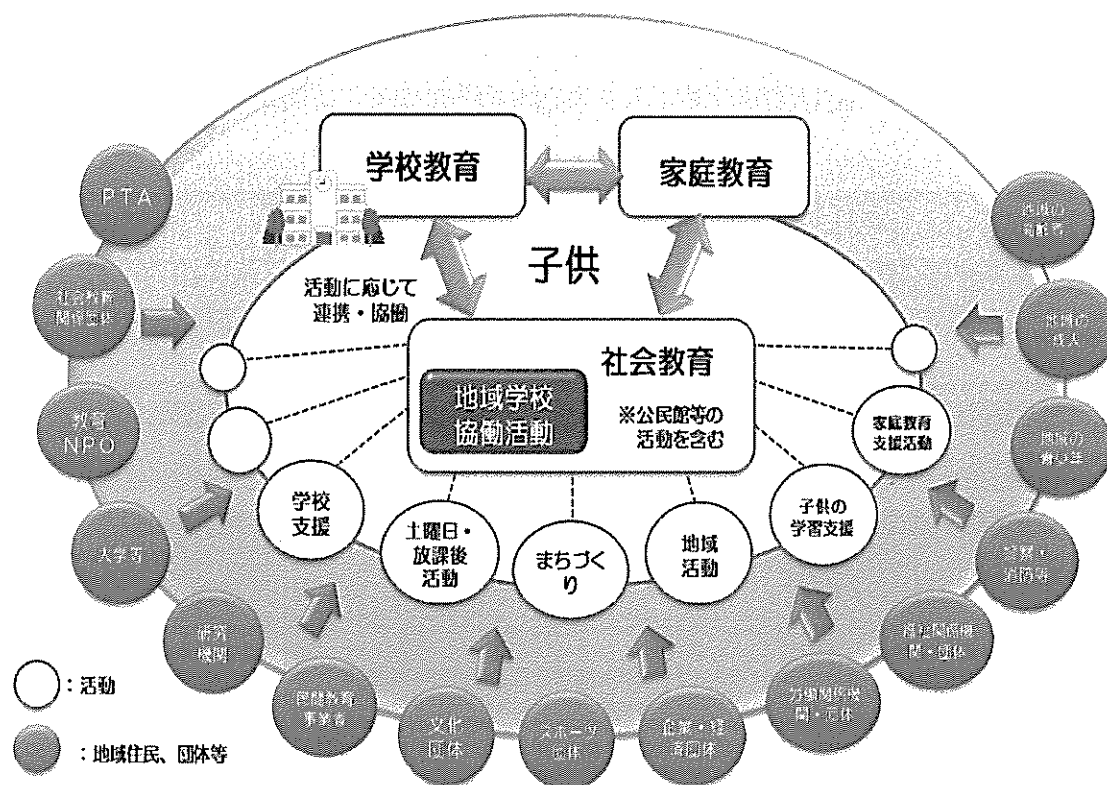
(1) 地域学校協働活動の概念

前章でも触れたように、地域学校協働活動とは地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。

このような活動により、地域が学校・子どもたちを応援・支援するという一方向の関係だけではなく、子どもの成長を軸として地域と学校がパートナーとして連携・協働し、互いに膝を突き合わせて意見を出し合い学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」が進み、地域の創生につながっていくことが期待されます。

地域学校協働活動の概念図

より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成。



〔出典〕文部科学省「地域学校協働活動-地域と学校でつくる学びの未来」、2019年

(2) 地域学校協働活動の意義

文部科学省によると、子ども、学校・教職員、地域の視点から、以下のとおり地域学校協働活動によるメリット・効果が示されています。

<子どもたちに期待される効果>

- ・子どもたちが自分たちの活動によって何かを変えたり、社会をよりよくしたりできると

いう実感を持つことは、子どもたちにとって自分が身近な地域や社会生活に影響を与えるという認識につながる。これを積み重ねていくことにより、主体的に学びに向かい、学んだことを人生や社会づくりに生かしていこうという意識や積極性につながっていく。

- ・発達段階に応じた多様な学びの中で、地域や社会と関わり、様々な職業の大人に出会い、社会的・職業的自立に向けた学びを積み重ねていくことができる。
- ・子どもたちが信頼できる大人と多くの関わりを持ち、愛情を注がれることにより、自己肯定感や他人を思いやる心など、豊かな心が育まれる。
- ・地域の人々に支えられ学んでいくことで、地域への愛着や地域の担い手としての自覚が育まれ、学びへの意識の向上が学力の向上に資する。

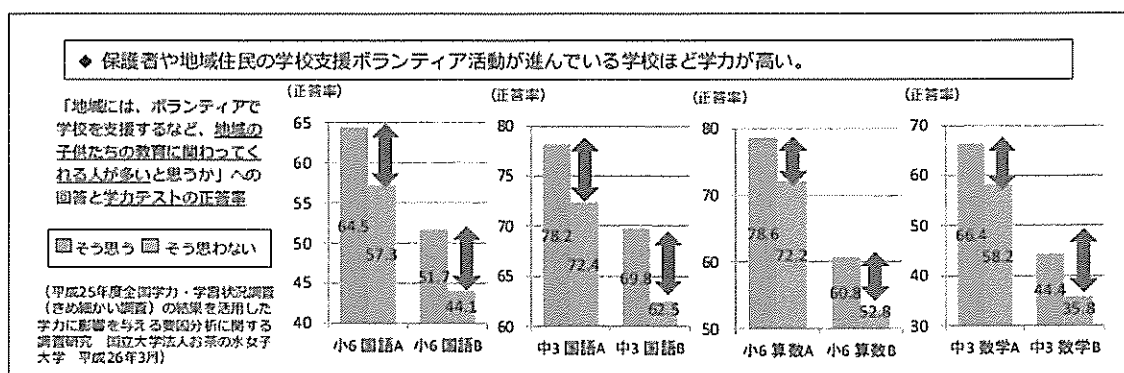
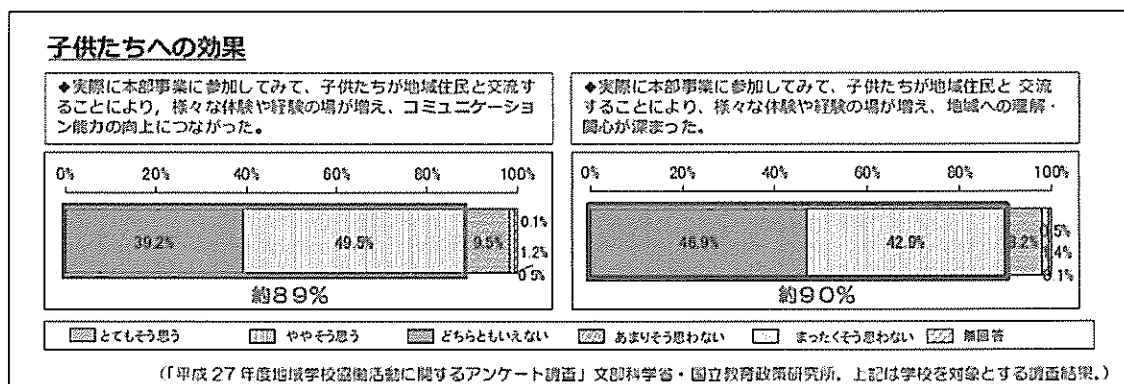
＜学校・教職員への期待される効果＞

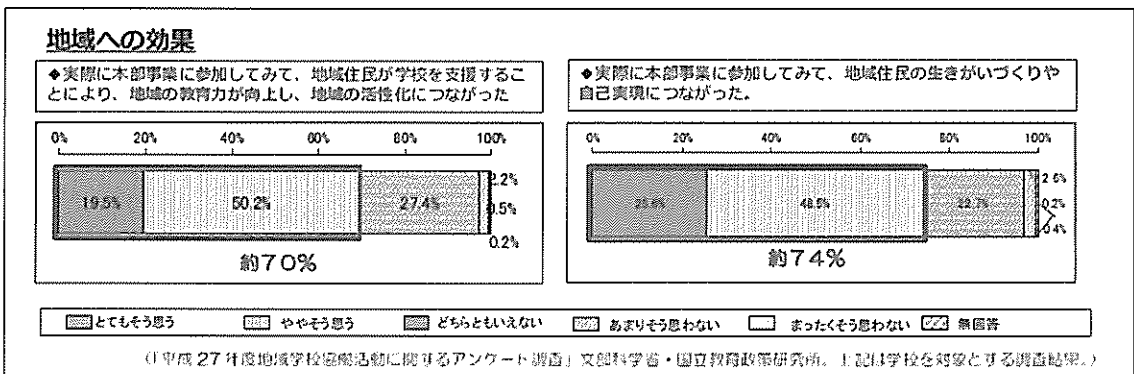
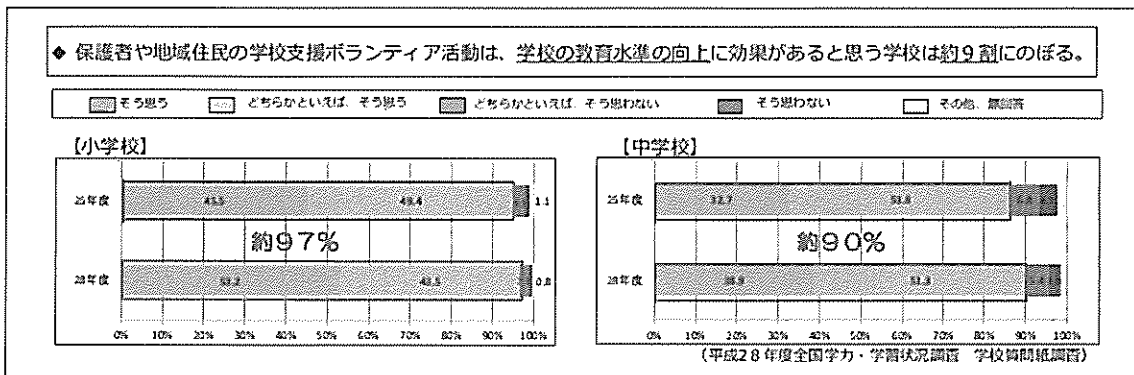
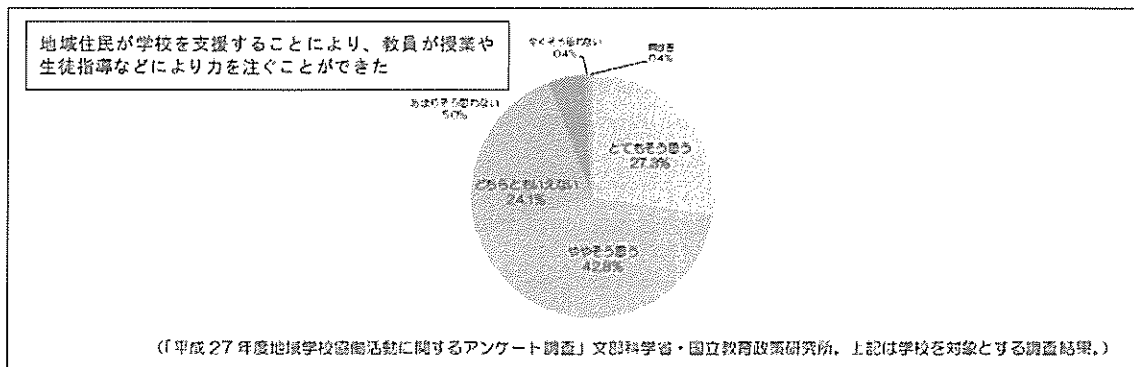
- ・教員自身が地域の人々とかかわる中で得られる多様な活動・経験により、地域や社会の変化を理解し、地域の一員としての自覚や責任感を認識するとともに、教育者としての意欲を高め、豊かな指導力を発揮することにつながる。
- ・社会総掛かりでの教育の実現に向けて、教育や子どもたちの成長に対する責任や役割を家庭や地域と分かち合うことにつながる。

＜地域への期待される効果＞

- ・活動に参画する地域住民の生きがいづくりや自己実現に資するものであり、ひいては地域の教育力の向上や地域の活性化につながる。
- ・平常時から地域と学校の連携・協働体制を構築していくことにより、災害時における避難所運営など非常時の円滑な体制づくりにつながっていく。

また、実際に各種調査結果から次のような効果が示されています。





以上のとおり、地域学校協働活動を実施することにより「地域と学校の良い関係が保たれている学校では、子どもの学力が高い傾向がある」「地域学校協働活動の推進を通じて、教育の質の向上にもつながる」「地域住民の生きがいづくりや自己実現、地域の教育力の向上や地域の活性化につながる」などの効果が期待できます。

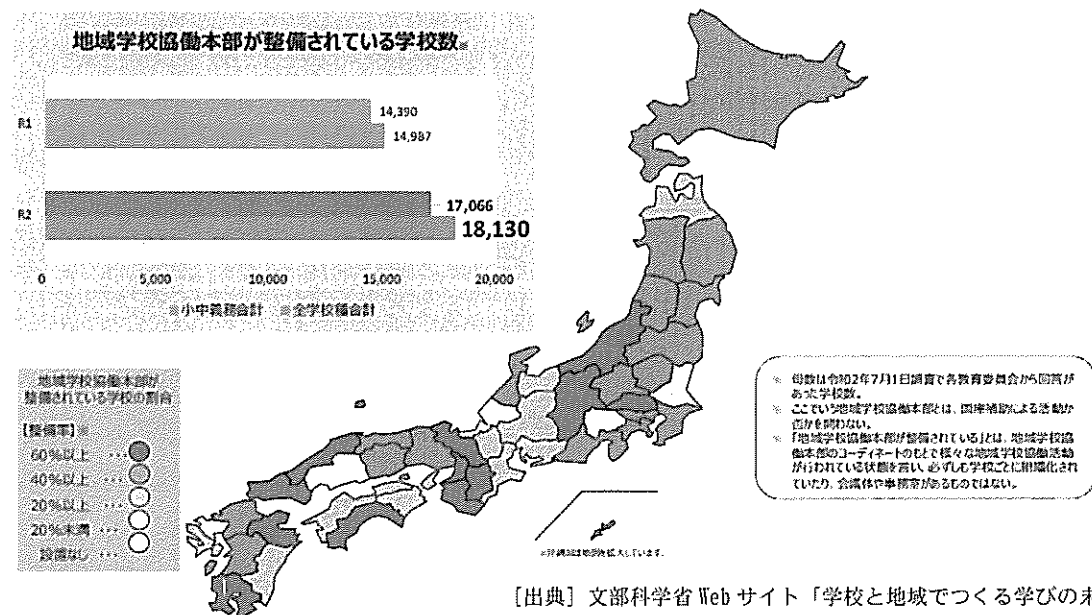
また、地域学校協働活動は単なる学校支援の枠組みに留まらず、持続可能な地域社会の源づくり＝人づくり・まちづくりに寄与するものであるとともに、これから10年後、20年後の地域を担う「人」を育て、確かな地域の教育基盤を構築するための手段のひとつとも言えます。

(3) 全国における地域学校協働本部の整備状況

令和2年7月に文部科学省が取りまとめたデータによると、地域学校協働本部が整備されている公立学校数は18,130校（年度内の予定を含む）で、全国の公立学校のうち、50.3%で地域学校協働本部が整備されています。

地域学校協働本部の整備状況 一学校数一

地域学校協働本部が整備されている公立中学校数
 47都道府県内 18,130校（令和2年7月1日時点（中域内の学校も含む））
 （北海道50校、小笠原1,777校、中学校数5,606校、道庁指定学校25校、特別支援学校25校、特別養育学校17校）
全国の公立学校のうち、50.3%が地域学校協働本部にカバーされている



活動内容は地域の実情や地域学校協働本部の発展段階に応じて様々ではありますが、文部科学省が公表している実践事例からも、地域学校協働活動が、地域の学びの場、活躍の場、つながりの場として機能し、地域の教育力を高めるとともに地域づくりのための活動として定着してきていることが推察されます。

様々な地域学校協働活動

定義			
「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせ実施する活動			
学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習 ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための施策を考え、実行する学習活動 ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動 ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸術学習 など	放課後子供教室 ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動	地域未来塾 ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援	
家庭教育支援活動 ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など	学校に対する多様な協力活動 ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援、企業等による出前授業等の教育プログラムの提供（土曜学習応援団）など	地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画 ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など	

〔出典〕文部科学省 Web サイト「学校と地域でつくる学びの未来」

もちろん、地域学校協働本部がその役割を果たし、学校と地域の多彩な人材をつなぐためにはコーディネーター役の存在が欠かせません。前述の文部科学省データによると、全国で28,822人の地域学校協働活動推進員、地域コーディネーターが地域住民・団体等と学校との連絡調整、地域学校協働活動の推進に関わっています。

◆地域学校協働活動推進員

社会教育法第9条の7において定められている、教育委員会の施策に協力して地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う、教育委員会が委嘱している者。統括的な地域学校協働活動推進員は、これらの者を統括する立場の者。

◆地域コーディネーター

教育委員会が社会教育法に基づいた地域学校協働活動推進員として委嘱していないが、地域学校協働活動推進員と同等の役割を果たす者。統括コーディネーターはこれらの者を統括する立場の者。

地域学校協働活動推進員やコーディネーターの内訳

統括的な地域学校協働活動推進員	地域学校協働活動推進員
244人(前年度134人)	7,095人(前年度5,041人)
統括コーディネーター	地域コーディネーター
820人(前年度812人)	20,663人(前年度20,626人)
合 計 2020年7月1日現在(年度内の予定を含む)	28,822人(前年度26,613人)

〔出典〕文部科学省 Web サイト「学校と地域でつくる学びの未来」

とりわけ、地域学校協働活動推進員は法律に位置付けられた存在であることから、教育委員会は、推進員の役割や望まれる資質・能力を踏まえ、適任者を考え、その役割と責任を明確にする必要があります。

(4) 様々な地域学校協働活動

前掲の資料のように、地域学校協働活動の活動内容は地域の実情や地域学校協働活動本部の発展段階に応じて様々です。例えば、放課後子ども教室から始まり、学校の授業支援が加わり、さらに郷土学習や学校と地域の行事の共催などを実施する場合もあれば、学校の環境整備や登下校の見守りから始まり、放課後や土曜日の教育支援に拡張する場合があります。

より活動を効果的に実施するためには、まずは当該地域の子どもたちの成長にとって何が重要であるかを地域で共有し、ビジョンを持つことが重要であると言えます。

多様な活動の推進例には、①学びによるまちづくり、地域課題解決型学習、②地域人材育成、郷土学習、③地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画、④放課後等における学習・体験活動、⑤多様な教育的ニーズのある子どもたちへの学習支援、⑥外部人材等を活用した土曜日等における教育支援活動、⑦家庭教育支援活動、⑧学校に対する多様な協力活動等が挙げられますが、他の地域の取組等も参考にしつつ、それぞれの地域にあった特色・魅力ある活動を推進していくことが何より重要と言えます。

（５）滋賀県内各市町の取組状況

地域学校協働本部事業については、令和２年度、13 市町において 127 本部が活動をされています。事業では、学校と地域の多彩な人材をつなぐ推進員の果たす役割が重要ですが、現在 232 名の推進員が配置され、各市町の実情に応じた活動が展開されています。

各市町の取組については、毎年実践事例集が県内各市町に配付されておりますが、徐々に取り組む市町が拡大し、内容も充実してきています。また、学校運営協議会とのビジョンの共有や一体的推進、コミュニティ・スクールへの移行・設置に向けた事業を展開している市町もあります。

各市町における取組の成果をみますと、「学校と地域の連携・協働のもと、『地域とともにある学校づくり』をしていくことの理解を深めることができた」「地域の方が子ども教室に関わってくださることで、地域との交流が生まれ、『地域の子どもは地域で育てる』という雰囲気が出来ている」「地域のボランティアと幼児・児童・生徒とが顔見知りになり、人間関係が密になった」「放課後に地域の方や学生に来ていただくことで教員の負担軽減になった」など、地域学校協働活動のねらいや運営方法が各校園に定着し、それぞれの地域性や校園の個性を活かした教育活動が展開されていることがうかがえます。

一方、各市町における取組の課題をみますと、「事業を支える地域ボランティアが高齢化、固定化している傾向がある」「依頼され活動していてもボランティアとして関わる段階にとどまっており、チームを作って支援できる体制まで高まっていかない」「リーダーとなってまとめていく人材が育っていない」「参加希望者が固定しつつあるため、参加したことのない子どもへのアプローチが必要」など、人材確保を中心にそれぞれに課題を抱えていることがうかがえます。

また、具体的な地域学校協働本部事業の内容をみますと、学習支援（授業補助、学力補充等）、図書ボランティア（読書活動支援・図書室環境整備）、学校行事支援、子どもの安全確保・見守り、部活動支援、学校周辺環境整備、地域人材育成（地域課題解決型学習、地域人材によるキャリア教育）、地域行事への参加、ボランティア・体験活動、郷土学習など多岐にわたっています。まさにそれぞれの地域特性や伝統・歴史を踏まえた中での実施ではありますが、地域学校協働本部は、従来の学校支援地域本部が基盤となっており、学校の要請により行う「支援」活動が中心になっている取組が多いのが現状と考えられます。

【参考】小・中・義務教育諸学校における学校運営協議会制度と地域学校協働活動本部整備状況

区分	市町名	CS導入校			公立学校数			CS 導入率（小）	CS 導入率（中）	CS 導入率（義務）	地域 学校協働本部	地域学校協働本部数			公立学校数			地域 学校協働本部設置率（小）	地域 学校協働本部設置率（中）	地域 学校協働本部設置率（義務）	推進員等 合計（人）
		小学校	中学校	義務 教育学校	小学校	中学校	義務 教育学校					小学校	中学校	義務 教育学校	小学校	中学校	義務 教育学校				
合計	滋賀県	111	41	2	218	96	2	50.9%	42.7%	100.0%	127	115	51	0	218	96	2	52.3%	53.1%	0.0%	232
県	県立校	0	1	0	0	3	0	0.0%	33.3%	0.0%	0	0	0	0	0	3	0	0.0%	0.0%	0.0%	0
市	大津市	32	5	0	37	18	0	86.5%	27.6%	0.0%	0	0	0	0	37	18	0	0.0%	0.0%	0.0%	34
	彦根市	3	1	0	17	7	0	17.6%	14.3%	0.0%	8	17	7	0	17	7	0	100.0%	100.0%	0.0%	33
	長浜市	23	10	2	23	10	2	100.0%	100.0%	100.0%	0	0	0	0	23	10	2	0.0%	0.0%	0.0%	0
	近江八幡市	8	2	0	12	4	0	66.7%	50.0%	0.0%	24	12	4	0	12	4	0	100.0%	100.0%	0.0%	24
	草津市	14	6	0	14	6	0	100.0%	100.0%	0.0%	20	14	6	0	14	6	0	100.0%	100.0%	0.0%	22
	守山市	0	0	0	9	4	0	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	0	0	9	4	0	0.0%	0.0%	0.0%	0
	栗東市	0	0	0	9	3	0	0.0%	0.0%	0.0%	1	0	1	0	9	3	0	0.0%	33.3%	0.0%	1
	甲賀市	0	0	0	21	6	0	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	0	0	21	6	0	0.0%	0.0%	0.0%	0
	野洲市	0	0	0	6	3	0	0.0%	0.0%	0.0%	9	6	3	0	6	3	0	100.0%	100.0%	0.0%	10
	湖南市	7	3	0	9	4	0	77.8%	75.0%	0.0%	13	9	4	0	9	4	0	100.0%	100.0%	0.0%	37
	高島市	13	6	0	13	6	0	100.0%	100.0%	0.0%	6	13	6	0	13	6	0	100.0%	100.0%	0.0%	6
	東近江市	0	0	0	22	9	0	0.0%	0.0%	0.0%	31	22	9	0	22	9	0	100.0%	100.0%	0.0%	29
	米原市	9	6	0	9	6	0	100.0%	100.0%	0.0%	6	9	6	0	9	6	0	100.0%	100.0%	0.0%	20
町	日野町	0	0	0	5	1	0	0.0%	0.0%	0.0%	6	5	1	0	5	1	0	100.0%	100.0%	0.0%	6
	竜王町	2	1	0	2	1	0	100.0%	100.0%	0.0%	1	2	1	0	2	1	0	100.0%	100.0%	0.0%	6
	愛荘町	0	0	0	4	2	0	0.0%	0.0%	0.0%	1	4	2	0	4	2	0	100.0%	100.0%	0.0%	1
	豊郷町	0	0	0	2	1	0	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	0	0	2	1	0	0.0%	0.0%	0.0%	2
	甲良町	0	0	0	2	1	0	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	0	0	2	1	0	0.0%	0.0%	0.0%	0
	多賀町	0	0	0	2	1	0	0.0%	0.0%	0.0%	1	2	1	0	2	1	0	100.0%	100.0%	0.0%	1

※文部科学省・滋賀県教育委員会報告データを元に作成

(6) 甲賀市における地域と学校の連携・協働活動の現況

現在、甲賀市内には地域学校協働本部を設置する園・校はありません。しかし、地域学校協働活動には様々な活動があり、手法や規模の大きさに差はあるものの、既に市内各校での実践はあるものと認識しています。

甲賀市社会教育委員の会議としては、地域と学校の連携・協働活動の現況を確認するため、調査研究として学校からお話をうかがうとともに、学校と地域が連携した活動である放課後教室の視察を行いましたので、その要点を報告します。

▼調査研究（学校と地域との連携、協働について）

＊調査日：平成 30 年 11 月 29 日

＊応対者：甲賀市立大原小学校 清水清博校長・早川和彦教頭（いずれも当時）

<学校からの報告>

- ・各教科の授業時数は決められており、そのコマの中で学習を終える必要がある。
- ・限られた時数の中、台風による臨時休校やインフルエンザによる学級（学年）閉鎖があった場合に困るときがある。
- ・校務分掌で「学校・地域コーディネート担当」を配置しているが、担任や教務主任など兼務しているのが実情である。
- ・総合学習では、地域の方々を講師に招き、学習を進めている。テーマを決め、事前学習をしたうえで講師のお話を聞き、まとめ、発表と段階的な学習を進めている。
- ・地域の方に様々な依頼をすることが多いが、それぞれの担任や担当がそれぞれで動いており、どこかに相談する窓口が一つあればと思うことがある。
- ・子ども達に体験させてあげたい、大原地域のことをもっと教えてあげたいと思うが、決められた授業時間数の確保や職員の健康にも配慮しなければならないところがある。
- ・総合学習での地域講師は、地域の方に教えてもらっている。孫が学校に通うなど、学校と何らかのつながりが必ずあり、後継者不足もあることから、喜んで来ていただいている。学校を応援するボランティア団体があれば、もっと充実すると思う。
- ・学校と自治振興会長や振興会組織の教育文化部と話し合いの場はある。財産区の方が振興会役員で入っておられるため、連絡調整は図りやすく大変感謝をしている。ただ、学校が地域に新しくお願いしたいことがあっても、振興会役員が年度によって変わり、難しい部分がある。

<社会教育委員の意見・感想>

- ・地域との結びつきが強く、魅力ある取り組みをたくさんされていると思う。地域側に窓口があり、腰をすえて何年も務めてもらえる人材が必要である。よい取り組みをしても、仕事が増えてしまっただけでは続かない。
- ・伝統ある行事を続けていくのは大変な一面がある。学校は、児童を地域に派遣するが、指導や運営は地域で行う、言わばお互い様の関係を構築できれば、取り組みは継続していくと思う。
- ・学校職員である以上、子どもたちの学習に対する結果責任は常にある。地域学習でも、

子どもたちに地域の良さを伝えるだけで留まらず、どれだけ子どもたちの力になるのかまで考えて学習されている。

- ・自治振興会の話があったが、地域がどれだけ真剣に子どもたちの学習を考えているのか、地域の力が試されている時代を迎えている。
- ・市内に教育後援会組織がまだあることが、学校をいかに大事にしているかの裏返しである。子どもが卒業していても、協力している家庭はたくさんある。教育後援会組織を存続させていくことが、地域の力を試されている一つの指標になるのではと思う。

▼視察（学校と地域が連携した活動について－貴生川小学校放課後教室（夕やけ教室）－）

＊視察日：令和２年１１月４日

＊応対者：貴生川学区放課後教室運営委員代表 沢井 譲 氏

＜運営委員からの報告＞

- ・教室は貴生川小学校区放課後教室運営委員会が主催し、自治振興会、教育後援会、民生委員児童委員、PTAに後援をいただいている。
- ・毎週水曜日（15:00～16:45）に小学校３・４年生（定員４０名／本年度登録者２２名）を対象に、学校での学習内容の復習、宿題を基本としながら、予習（調べ学習）、読書、地域学習（体験）、その他参加者の興味関心に添った学習活動を行っている。
⇒学習意欲を持続させる工夫が必要である。開設日以外でも学習計画を立て、家庭学習の習慣化を図りたい。
- ・スタッフは保護者、学校支援ボランティア、民生委員児童委員が務め、毎回６名前後を確保している。
⇒自ら応募される方はほとんどおられず、個別の声かけが必要である。
- ・活動経費は体験活動の講師謝礼、教材費として、自治振興会や教育後援会から支援をいただいている。
- ・保護者の反応は「あずけておけばよい」「少しでも勉強してくればよい」「学力は問題外。少しでも楽しい時間を過ごしてほしい」など差はあるものの、子どもは教室に通うことを楽しみにしており、本教室が家庭の話題となっている模様である。
- ・地域づくりへの効果も認められることから、将来的には地域学校協働本部とも連携し、地域と学校、学校とボランティアとの連携をさらに充実させたい。

＜社会教育委員の意見・感想＞

- ・地域の状況をよく把握された中で、将来を見据え、地域と学校が協働連携して、地域づくりと人づくり（児童の育成）に熱心に取り組みをされている。
- ・放課後に友達と一緒に勉強（宿題）や読書、また自由な活動ができる機会（夕焼け教室）の設置とこれをサポートする地域ボランティアの活動は、まさにコミュニティ・スクールの手本といえる。
- ・市内各学区において地域学校協働活動を推進するには、やはり学校側からの働きかけが一定必要であろうと思われる。一方で今回のような事例を各学区で共有し、「我が学区では、このような形で」という気運を醸成していくことが今後求められる。

- ・子ども自ら参加を希望され、保護者の方も時間を守ってお迎えに来られる夕焼け教室、週 1 回の楽しみな素敵な時間を過ごされている教室に感動しました。ボランティア一人ひとりの支援・見守りが子ども達の学力を向上させるのではないのでしょうか。
- ・子どもたちと和やかに会話をしておられる姿を見て、スタッフやボランティアの皆さんの熱い思いが伝わってきました

また、市内小・中学校を対象に「地域と学校が連携した活動」を調査（令和 2 年 9 月・社会教育スポーツ課）したところ、田植え・稲刈り体験、読み聞かせ、地域歴史学習、昔遊び学習、交通安全学習、職場体験学習、放課後や夏休みの学習教室、登下校見守り、奉仕作業など 141 件の事例報告がありました。これらの中には学校や地域の伝統として長年実施されているものもあり、実際の活動を細かく分析すると件数としては更に増えると推察されます。

◆地域と学校が連携した活動

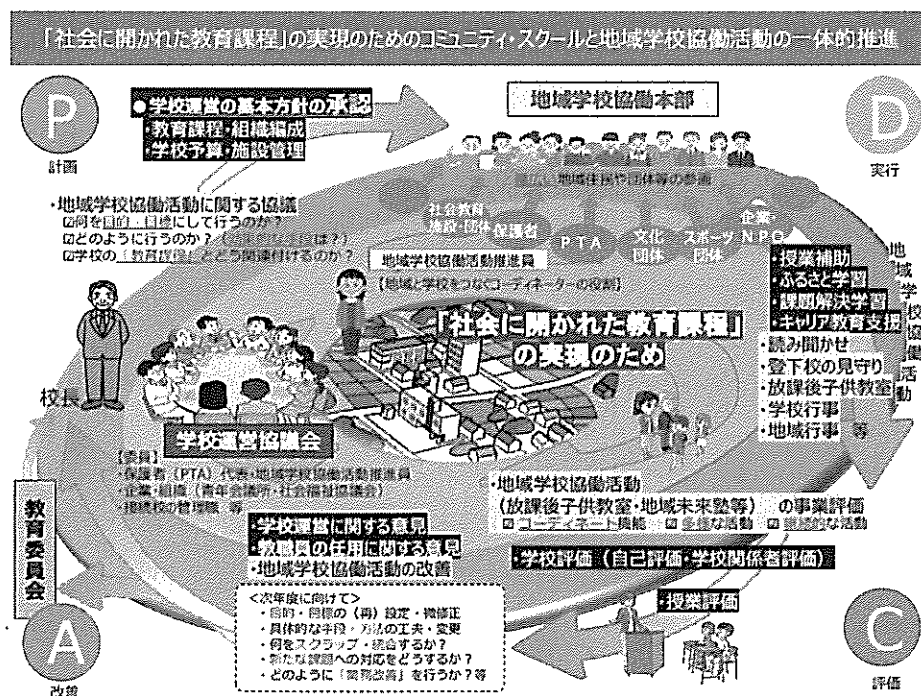
活動名称	活動内容	実施方法等	利点・課題等
田植え体験活動	5 月中旬、5 年生を対象に田植え体験を実施。地域の営農組合の方 10 名程度から指導いただき、保護者ボランティアが補助する。	学校主体の体験学習の一環として、学校から営農組合の指導者および保護者のボランティアへ依頼し実施している。	地域の方々からご指導いただくことで、世代間交流が図られるとともに、米作りやそれに携わる方々の思いや苦勞を知り、食に関する関心が高まる。
読み聞かせ	毎月 1 回、朝学習の時間に、各クラス単位で絵本や紙芝居の読み聞かせをする。	読書活動団体からの依頼により開始された。	児童も楽しみにしている。絵本や物語を知り、読書活動のきっかけづくりになっている。
地域歴史学習	6 年生による地域の歴史学習。地元に誇りをもち、自尊感情を高めるために行い、現地で見学をするときに地域の方から話を聞く。	学校から、地域のボランティアへの依頼により、学校主体の体験学習の一環として実施している。	地域の高齢者の方と触れ合い、指導していただける。
昔遊び・しめ縄づくり	1 2 月の下旬に全校児童と、ゆうゆうクラブのみなさんと一緒に昔遊び体験・しめ縄づくりを行う。	学校から、ゆうゆうクラブへの依頼により、学校主体の体験学習の一環として実施している。	地域住民との交流。ゆうゆうクラブ会員（講師）の高齢化。

夏休み地区学習会	学校とPTAが共催で夏季休業中に実施。小学校教員が各地区の公民館等に出向き、宿題等の学習補充を行う。	学校・PTAが共催し、保護者や地域住民へもボランティアを依頼している。	学校とPTA、地域が連携して実施できている。 学力補充が必要な児童がもっと参加できるとよい。
吹奏楽部出張演奏	町内各区の納涼祭や敬老の集い、地域の行事に吹奏楽部が出張し、演奏する。	町内各区、各団体。	生徒たちの学習の成果や練習の成果を出すことができ、地域の方に中学生の様子を見ていただける。
薬草に関する学習活動	3・6年生の児童を中心とした、薬草についての学びと体験活動。薬草を使って、藍染めや紫紺染め体験を実施。	学校と地元製薬会社が協働し、学習内容を決定・実施。染物の際は、大学にも依頼して指導いただいている。	地域産業として、子どもたちと何ができるのか共に考えることに意味があり、学習の広がりもある。
生き物観察会	学区にある環境保全部会の方と一緒に、田んぼや、水田内水路にいる生き物観察を行う。調べ学習の中で、環境保全部会の方にインタビューを行う。	基本的には環境保全部会の方が主になって動いてくださり、学校と打合せをしながら進めている。	子どもたちが地域への誇りと地域の方への憧れを持てる。 環境保全部会の方の高齢化が心配される。
野洲川学習	4年生が総合的な学習として野洲川学習を行う際、野洲川を愛する会の方々に依頼している。	学校から地域のボランティアへの依頼により、学校主体の体験学習の一環として実施。	世代間交流が図れる。 知識のある方に毎年来ていただき、子ども達は親しみを持っている。
スクールサポーター	サポーターとして、家庭科のミシン、クラブ活動、図書室掲示、農園活動、外国語活動の体験活動の補助や支援を行う。	学校から、保護者・地域のボランティア「サポーター」を募集し、学校主体の授業として実施。	地域の方や保護者が自分の得意なことを活かすことができ、子供たちとも交流が図れる。

<調査結果に対する社会教育委員の意見・感想>

- ・内容や程度に差はあるものの、各学校で地域と連携した活動に取り組まれておられ、学校の熱心さがよく分かった。
- ・地域の方々による子どもたちの体験活動の支援が多くを占め、地域の方々にとっても喜びでありやりがいに繋がっているものと推測される。
- ・「地域と学校が連携した活動」と言いながらも、ほとんどは学校主導（要請）での活動で、地域住民は受け身のボランティア対応の感がある。
- ・要請から地域学校協働活動へと移行していくためには、学校（教職員等）への意識改革を促すとともに、学校が地域と連携する上で妨げになっているもの（課題）が何かを明らかにし、解決することが必要である。
- ・防災教育や地域の文化・歴史の伝承など、地域が学校を巻き込みながら社会全体に進めたい教育活動が充実するとさらによい。
- ・学校の負担にならないよう、窓口があると効果的である。
- ・カリキュラムの違いはあるものの、小学校での地域とのつながりが中学校に連携されていないのが残念である。
- ・「地域から学校へ」という方向に対して、「学校から地域へ」という方向が弱い。

以上のとおり、甲賀市においても地域と学校が連携した活動は多数実施されているものの、まだまだ学校の要請により行う「支援」活動が中心になっている取組が多いのが現状です。前述の中教審答申に示される「支援から連携・協働へ」「個別の活動からネットワーク化へ」という視点でさらに充実した活動となるよう、まずは子どもたちの成長にとって何が重要であるかを地域全体で共有し、ビジョンを持つことが重要であると言えます。



[出典] 文部科学省 Web サイト「学校と地域でつくる学びの未来」

3 人づくり・まちづくりを目指す地域学校協働活動のあり方

地域学校協働活動は、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを促すために重要な取組です。

地域学校協働活動の推進により、それぞれの地域の未来を担う子どもたちが、地域の方々に見守られ、支えられながら、豊かな学びや体験の機会を得て健やかに成長していくことは、地域に愛着を持ち、地域に貢献したいと考える人材の育成につながります。また、地域学校協働活動を通じて、子どもと大人が共に学び、地域の未来について考えることは、子どもたちの学びと成長のみならず、地域で暮らす大人たちの学びの成果の活用や生きがいづくりにもつながります。

地域学校協働活動の推進を通じて、地域の未来を担う人材を育成し、学びと社会参画の好循環を生み出すことは、地域全体の教育力を強化し、持続可能な地域社会の発展や活性化を推進するための大きな原動力となるはずです。

今後市内各地域において特色・魅力ある地域学校協働活動が展開されるよう、以下の具体的な推進方策を提言します。

①学校・地域住民への情報提供・理解の促進

地域学校協働活動を推進するために、その目的や意義を学校と地域が十分に理解することが必要不可欠です。学校は管理職だけでなく一般教職員の理解がないと空回りしかねないため、啓発活動や研修は欠かせないものとなると考えられます。

現在は、学校と地域の特定者との活動が主体となっていることから、まずは市が地域住民・団体等に対して、地域活動を盛り上げるためには「協働活動」がどのような役割を持ち、他地域ではどのような活動がなされているか等の情報発信に努め、学校と地域が一体として活動を推進する気運を高めることが大切です。

②地域学校協働活動推進員の確保・委嘱

地域学校協働活動を推進するためには、連携・協働の基盤となる地域学校協働活動本部等の実施主体となる組織が必要であり、何より地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターの存在が欠かせません。教育委員会による委嘱を行い、推進員の役割や求められる資質・能力を踏まえ、その役割と責任を明確にすることが必要です。

③地域の課題や資源の整理に基づく将来構想の検討

地域学校協働活動を推進するためには、どのような地域を創っていくのか、そのために地域でどのように子どもを育てていくのかという将来構想（ビジョン）を検討し、明確にすることが重要です。そのためには、地域学校協働活動推進員が中心となって、地域が抱える課題や地域資源（人材、地理・環境、歴史、予算等）を整理し、分析することが必要です。この際、各地域市民センターで自治振興会活動を支援する地域マネージャー、校務分掌で位置づけられた地域連携担当教職員、中央公民館の社会教育指導員との連携が効果的であると考えられることから、定期的な情報交換や交流を行う機会を設けることが大切です。

そうすることで、地域で子どもを守り・育てる思いを高めるとともに、目標やビジョンを学校と地域が共有し、人材育成を進める方策を根付かせていくことが期待されます。

④地域学校協働活動推進体制の構築

地域学校協働活動は、自治振興会やコミュニティ・スクールとねらいや活動が同じ場合もあり、別々の組織をそれぞれが立ち上げるのではなく、同一目的、かつ一体的に組織化することが望ましいと考えます。中核となる人材には、単に各団体の代表者を当て職で選定することは避け、少なくとも2年間はメンバーとして活動することが可能で、実際に地域ボランティア等で活動にかかわる者を選定することが望ましいと考えます。

もちろん推進体制構築のために行政の支援は必要不可欠です。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動は、それぞれの役割を十分に機能させながらも一体的に推進することが必要であることから、縦割り行政を排除し、学校教育・社会教育の枠を越えた対応が求められます。

なお、今後新たにこの活動を始めていこうとする気運を高めていくためには、既に取り組みが始まっている先進地の見学機会を増やすことが効果的です。現場を見ることでその活動の値打ちが直観でき、新たな構想を具体的に組み上げていく大きな支えとなります。

⑤地域学校協働本部の立ち上げ

本部が対象とする学校区の単位は、地域や学校の特色や実情を踏まえ、単独の小学校や中学校の学校区ごとに設定する場合もあれば、複数の学校区にまたがって設定する場合もあります。市内小学校区(自治振興会)は規模も異なり、状況も様々であることから、市内一律の方針や手順での立ち上げは困難であると考えます。各地域の状況を踏まえ、まずはモデル地区を決め先行して立ち上げることを推奨します。

なお、学校区の単位は、地域との連携状況や規模からして、小学校区単位で立ち上げ、その後、保育園・幼稚園を含む中学校区で連携推進するのが望ましいと考えます。

⑥継続的な住民参画の推進

地域学校協働活動を継続的に実施していくため、幅広い地域住民・団体等の方々に理解していただき、活動の担い手として積極的・継続的に参画していただくための取組を計画的に実施することが重要です。

人材発掘のためには、市の広報紙やホームページへの情報掲載はもちろんのこと、区・自治会の回覧や各小学校が毎月発行している校報、学校ホームページ等を有効活用し、取組の意義や成果を伝えたり、協力者募集を行うことが大切です。また、実際に学校や地域で活躍されている様子をケーブルテレビで放映することで、「自分にもできるのではないか」という気運の高揚も期待されます。

以上、6つの項目から提言を行いました。我々社会教育委員にはこの提言をまとめると共に、各地区の地域学校協働活動の立ち上げに一定の役割を果たすことが求められます。提言をすることを目標にするのではなく、次年度以降、提言がどう生かされているか、どのような問題が生じているか、また、それぞれの地域でどのように活動されているかを確認し、検証することもまた我々社会教育委員としての重要な活動の一つになると考えます。

おわりに

市内には、子どもたちの学習活動や体験活動の充実に取り組むNPO法人をはじめ、健全育成のための見守りや支援に取り組む青少年支援団体、スポーツや文化・芸術、自然体験活動を活用した青少年育成団体、家庭教育・社会教育関係団体が数多くあります。また、以前から「地域の子どもは地域で守り育てる」風土が根付いていることから、人づくり・まちづくりを目指す地域学校協働活動を推進することで、まちを愛し、そこに住み続けたい、働きたい、まちのために活躍したいという思いを地域とともに育て、「あい甲賀 いつもの暮らしに『しあわせ』を感じるまち」の具現化につながるものと確信しています。

地域学校協働活動には多くの意義があり、多くの効果が期待されることから、市内各地域で取組が推進されることが望ましいですが、慌てて組織化だけを進めても、学校や地域関係者の負担になり、すぐに形骸化する恐れがあります。これまでの地域の地道な活動を、学校と地域の協働活動の母体として、時間をかけ根気よく育てることがもっとも大切です。

まずは、令和4年度にモデル地区を立ち上げるため、令和3年度中にモデル地区の選定、地域学校協働活動推進員の人選を行い、先進地域の研修を含む準備活動に入ることができるよう、またコミュニティ・スクール設置の動向に注視しつつ、PDCAサイクルの構築や長期的な視点に立った財源確保を含め、効果的な推進体制が構築されることを切に望み、本提言のまとめとします。

以上

資 料

<審議経過>

●平成30年度

開 催 日	名 称	主 な 審 議 内 容
平成30年(2018年) 7月5日(木)	第1回 社会教育委員の会議定例会	*正副委員長の選出について *今期のスケジュール計画について
平成30年(2018年) 9月13日(木)	第2回 社会教育委員の会議定例会	*審議テーマ「地域学校協働活動を推進 するために」の説明と確認 *審議テーマ調査研究方法について意 見交換
平成30年(2018年) 11月29日(木)	第3回 社会教育委員の会議定例会	*視察研修 ・学校と地域との連携、協働について (甲賀市立大原小学校)
平成31年(2019年) 1月29日(火)	第4回 社会教育委員の会議定例会	*審議テーマについて、「学校運営」の視 点から意見交換
平成31年(2019年) 3月19日(火)	第5回 社会教育委員の会議定例会	*調査研究(研修) ・これからのコミュニティについて～ 人口減少、少子高齢化時代における 持続可能なコミュニティについて ～(甲賀市総合政策部地域コミュニ ティ推進課)
◆その他の研究調査実績 ※委員参加の研修会等 近畿地区社会教育研究大会(9/7) 近畿公民館大会滋賀大会(10/19) 学校を核とした地域 力強化プラン第3回研修会(1/22) 滋賀県社会教育研究会生涯学習研修会(1/24) 湖南甲 賀地区社会教育連絡協議会研修会(2/1)		

●令和元年度

開 催 日	名 称	主 な 審 議 内 容
令和元年(2019年) 7月17日(水)	第1回 社会教育委員の会議定例会	*審議テーマについて、「現状課題」の視 点から意見交換
令和元年(2019年) 8月29日(木)	第2回 社会教育委員の会議定例会	*審議テーマについて、「まちづくり」の 視点から意見交換
令和元年(2019年) 10月11日(金)	第3回 社会教育委員の会議定例会	*調査研究(研修) ・地域学校協働活動のあり方について (文部科学省CSマイスター 高木和 久氏)

令和元年(2019年) 12月11日(水)	第4回 社会教育委員の会議定例会	* 審議テーマについて、「ひとづくり」の 視点から意見交換
令和2年(2020年) 3月10日(火)	第5回 社会教育委員の会議定例会	* 提言骨子(案)について討議
◆その他の研究調査実績(令和元年度)※委員参加の研修会等 近畿社会教育研究大会(10/24、10/25) 滋賀県社会教育研究大会(11/21)		

●令和2年度

開催日	名 称	主 な 審 議 内 容
令和2年(2020年) 6月30日(火)	第1回 社会教育委員の会議定例会	* 正副委員長の選出について * 今期のスケジュール計画について * 審議テーマについて、経過報告と意見 交換
令和2年(2020年) 9月30日(水)	第2回 社会教育委員の会議定例会	* 調査研究(研修) ・コミュニティースクールについて ・「夢の学習」の取組について ・社会教育関係機関について * 地域と学校が連携した活動の現状報 告
令和2年(2020年) 11月4日(水)	第3回 社会教育委員の会議定例会	* 視察研修 ・学校と地域が連携した活動について (甲賀市立貴生川小学校放課後教室 「夕やけ教室」)
令和3年(2021年) 2月26日(金)	第4回 社会教育委員の会議定例会	* 「地域学校協働活動を推進するた め」に」提言(案)について
◆その他の研究調査実績(令和2年度)※委員参加の研修会等 滋賀県社会教育研究大会(11/5)		

<委員名簿>

No.	氏 名	任 期	備 考
1	姉川 孝一	H30. 4. 1～R2. 3. 31 R2. 4. 1～R4. 3. 31	社会教育活動実践者
2	池ノ内 育子	H30. 6. 1～R2. 5. 31	青少年育成実践者
3	石田 みち代	R2. 6. 1～R4. 5. 31	公募による委員
4	井ノ口 照美	R2. 6. 1～R4. 5. 31	家庭教育推進実践者
5	大谷 雅代	H30. 6. 1～R2. 5. 31	家庭教育推進実践者
6	岡村 貴子	R2. 6. 1～R4. 5. 31	青少年育成実践者
7	奥山 久美	H30. 6. 1～R2. 5. 31	ボランティア経験者
8	黒岩 祐希	H30. 6. 1～R2. 5. 31 R2. 6. 1～R4. 5. 31	地域活動実践者
9	坂上 かほる	H30. 6. 1～R2. 5. 31 R2. 6. 1～R4. 5. 31	ボランティア経験者
10	沢井 譲	H30. 4. 1～R2. 3. 31 R2. 4. 1～R4. 3. 31	学校教育経験者
11	上甲 有利	H30. 6. 1～R2. 5. 31 R2. 6. 1～R4. 5. 31	社会福祉関係者
12	宝本 正樹	R2. 4. 1～R4. 3. 31	学校推薦
13	辻 由美子	R2. 6. 1～R4. 5. 31	公募による委員
14	土田 利昭	H30. 4. 1～R2. 3. 31 R2. 4. 1～R4. 3. 31	公募による委員
15	西村 忠三	H30. 4. 1～R2. 3. 31 R2. 4. 1～R4. 3. 31	学校教育経験者
16	林 善彦	H30. 4. 1～R2. 3. 31	青少年育成実践者
17	山本 広孝	H30. 4. 1～R2. 3. 31 R2. 6. 1～R4. 5. 31	学校教育経験者

[50 音順・敬称略]

人権に関する総合計画の見直しに伴う策定方針について

1. 計画策定の趣旨

- 人権を取り巻く国際情勢や社会情勢、国・県の動きを見据え、市民及び企業・事業所等と行政が、人権尊重のまちづくりのため、主体的に取り組むことを目指し、平成29年7月に「甲賀市人権に関する総合計画」を策定しました。
- この度、第2次甲賀市総合計画の見直しにあわせ、本計画の見直しを行うものです。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」がめざす人権尊重のまちづくりの理念を具現化していくことを目的として策定するものです。また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、本市が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画とします。

3. 策定の方向性

- 本計画の策定にあたっては、国及び滋賀県が策定する関連計画並びに第2次甲賀市総合計画をはじめ、本市が策定している他の計画等と整合性を図るとともに、現行計画の基本理念に基づきこれまでの成果や課題等の検証を行い、見直すこととします。

《現行計画の基本理念》

命輝き 幸せと「あふれる愛」がつながるまち こうか

- ・一人ひとりの命が大切にされ、命が輝くまちをつくれます。
 - ・自尊感情を育み、居場所がある幸せを感じられるまちをつくれます。
 - ・お互いに違いを認め合い、誰もが輝く多様性があるまちをつくれます。
 - ・人と人とのつながりを深め、ささえ合える優しさあふれるまちをつくれます。
- 市民意識調査の結果を反映するとともに、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた「新しい豊かさ」によるまちづくりの視点を踏まえ、見直しを行います。

【論点】

これまでの基本理念を継承しつつ、社会情勢の変化、とりわけ新型コロナウイルス感染症に伴う人権問題を新たな課題として取り組んでまいります。

4. 計画の期間

- 本計画の期間は、平成29年度から令和10年度までの12年間としています。
- 社会情勢の変化や国内外の動向、市民ニーズなどを踏まえ、必要に応じて4年ごとに見直しを行います。
- 令和3年4月から9月までの間は、現行計画を延長した運用とします。

5. 策定体制

- 甲賀市人権尊重のまちづくり推進本部会議において本計画の見直しに関する審議を行います。

- 甲賀市人権尊重のまちづくり審議会において本計画の見直しに関する調査および審議を行います。
- 市民意識調査やパブリックコメントにより広く市民の意見を聴取します。

6. 計画策定のスケジュール

- 令和３年　２月　策定方針の決定
- 令和３年　３月　人権尊重のまちづくり審議会での審議開始
- 令和３年　６月　パブリックコメント
- 令和３年１０月　計画策定（見直し完了）

議案第 25 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 28 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第1号

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和3年3月31日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理第 1 号別紙

甲賀市学校給食センター運営委員会委員

(任期:令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 3 1 日まで)

解嘱日: 令和 3 年 3 月 3 1 日

	氏 名	委 員 の 構 成	備 考
1	大杉 真由美	関係学校長の代表者	甲南第三小学校長
2	宮治 喜代司	関係学校長の代表者	甲南中学校長
3	高濱 隆志	関係 P T A の代表者	城山中学校
4	渡邊 磨樹	関係 P T A の代表者	土山小学校
5	中井 美香	関係 P T A の代表者	大原小学校
6	森田 元貴	関係 P T A の代表者	甲南中部小学校
7	洞 有希	関係 P T A の代表者	朝宮小学校
8	緩利 由佳	関係 P T A の代表者	油日幼稚園

議案第26号

資料8

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年4月28日

甲賀市教育委員会教育長 西村 文一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市立学校評議員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第4号

甲賀市立学校評議員の委嘱について

別紙の者を甲賀市立学校評議員に委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和3年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲賀市立学校評議員

(任期：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	野村 和仁	綾野小学校 校長推薦	
2	名倉 まさ子	綾野小学校 校長推薦	
3	北尾 憲一	多羅尾小学校 校長推薦	
4	田中 孝志	多羅尾小学校 校長推薦	
5	森 厚	甲南中学校 校長推薦	

議案第 27 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 28 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第5号

甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

別紙の者を甲賀市教育支援委員会委員に委嘱又は任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和3年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理第5号別紙

甲賀市教育支援委員会委員

(任期：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	太田 志朗	医師	太田医院長
2	鳴戸 敏幸	医師	紫香楽病院 医師
3	辻 聡	学識経験を有するもの	校長経験者
4	稲葉 芳子	関係教育機関の職員	県立三雲養護学校長
5	北村 哲也	関係教育機関の職員	甲賀市立城山中学校長
6	井用 重喜	関係教育機関の職員	甲賀市立水口中学校長
7	片岡 義博	関係教育機関の職員	甲賀市立貴生川小学校長
8	山本 寛	関係教育機関の職員	甲賀市立大野小学校長
9	橋本 泰志	関係教育機関の職員	甲賀市立佐山小学校長
10	角出 昭子	関係教育機関の職員	甲賀市立甲南第三小学校長
11	中島 園子	関係教育機関の職員	甲賀市立雲井小学校長
12	永井 泉	関係教育機関の職員	甲賀市立甲賀中学校長
13	辻森 みさき	関係教育機関の職員	甲南のぞみ保育園長
14	谷村 徳幸	関係教育機関の職員	水口幼稚園長
15	四谷 さおり	関係教育機関の職員	あいみらい保育園長
16	岩石 小百合	関係行政機関の職員	県立三雲養護学校 教諭
17	北岡 正美	関係教育機関の職員	甲賀市立貴生川小学校 教諭 (通級指導教室担当)
18	松井 章	関係教育機関の職員	すこやか支援課長

議案第 28 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 28 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市立小中学校の学校医の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第6号

甲賀市立小中学校の学校医の委嘱について

甲賀市立小中学校の学校医に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和3年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理第 6 号別紙

甲賀市立小中学校学校医

(任期：令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	田丸 大	学校医	信楽小学校
2	松村 裕	学校医	朝宮小学校

議案第 2 9 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 2 8 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第2号

甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について

甲賀市スポーツ推進審議会委員の別紙の者を解嘱又は解任することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和3年3月31日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理第 2 号別紙

甲賀市スポーツ推進審議会委員

(任期：令和元年 1 2 月 1 日から令和 3 年 1 1 月 3 0 日まで)

解嘱（解任）日：令和 3 年 3 月 3 1 日

	氏名	委員の構成	備考
1	雲林院 正昭	学識経験を有する者	ゆうゆう甲賀クラブ
2	藤田 涼子	関係行政機関の職員	こども政策部信楽にこにこ園
3	小西 征義	関係行政機関の職員	健康福祉部すこやか支援課

議案第 3 0 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 2 8 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第7号

甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について

甲賀市スポーツ推進審議会委員に別紙の者を委嘱又は任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和3年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理第 7 号別紙

甲賀市スポーツ推進審議会委員

(任期:令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 1 1 月 3 0 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	宇田 康雄	学識経験を有する者	ゆうゆう甲賀クラブ
2	大野 正美	関係行政機関の職員	こども政策部朝宮保育園
3	松井 章	関係行政機関の職員	健康福祉部すこやか支援課

議案第 3 1 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 2 8 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第3号

甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について

甲賀市少年センター協議会委員の別紙の者を解嘱又は解任することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和3年3月31日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理第 3 号別紙

甲賀市少年センター協議会委員

(任期：令和元年 1 0 月 1 日から令和 3 年 9 月 3 0 日まで)

解嘱（解任）日：令和 3 年 3 月 3 1 日

	氏名	委員の構成	備考
1	宮崎 俊輔	少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者	甲賀警察署生活安全課
2	谷 浩明	少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者	甲賀公共職業安定所
3	村田 浩司	教育委員会が指名する職員	市民環境部生活環境課 課長
4	谷 泰彦	教育委員会が指名する職員	こども政策部 次長
5	中井 さおり	教育委員会が指名する職員	教育委員会事務局学校教育課 課長

議案第 3 2 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 2 8 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第8号

甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について

甲賀市少年センター協議会委員に別紙の者を委嘱又は任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和3年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理第 8 号別紙

甲賀市少年センター協議会委員

(任期：令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 3 0 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	坂下 恵司	少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者	甲賀警察署生活安全課
2	鳥居 伸介	少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者	甲賀公共職業安定所
3	前田 三嗣	教育委員会が指名する職員	市民環境部生活環境課 課長
4	細井 喜美子	教育委員会が指名する職員	こども政策部 次長
5	前田 正	教育委員会が指名する職員	教育委員会事務局学校教育課 課長

議案第 33 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 28 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校運営協議会委員の解任については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第9号

甲賀市学校運営協議会委員の解任について

別紙の者を甲賀市学校運営協議会委員を解任することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和3年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで)

解任日：令和3年4月1日

	氏名	委員の構成	備考
1	平尾 真志	土山小学校学校運営協議会	

議案第 34 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 28 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校運営協議会委員の任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第10号

甲賀市学校運営協議会委員の任命について

別紙の者を甲賀市学校運営協議会委員に任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和3年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	村山 庄司	土山小学校学校運営協議会	